

市役所からのお知らせ

行政相談所

問合せ先 総務課行政係 ☎ 内線 3221
 福島支所市民課 ☎ 内線 602・36
 鷹島支所市民課 ☎ 内線 603・11

10月19日から25日は「行政相談週間」です。

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

〔日時〕 10月8日（木）午前10時～午後4時

〔場所〕

市役所別館会議室

〔行政相談委員（敬称略）〕

川畑喜久雄 ☎ 0956・75・0724
 青木サチ ☎ 0956・74・0456

●福島会場

〔日時〕

10月23日（金）午前10時～午後4時

〔場所〕

福島保健センター

〔行政相談委員（敬称略）〕

徳田芳朗 ☎ 0955・47・2422

●鷹島会場

〔日時〕

10月8日（木）正午～午後4時

〔場所〕

鷹島町民集会所（鷹島支所内）

〔行政相談委員（敬称略）〕

小田鐵三郎 ☎ 0955・48・2444

松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）のパブリックコメント実施中！

問合せ先 政策企画課まつら創生推進室
 ☎ 内線 318、315

「松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、素案を作成しましたので、市民の皆さまのご意見を募集しています。

◆意見募集期限

10月16日（金）

◆素案の閲覧場所

・政策企画課および市内支所・出張所
 ・市ホームページ
<http://www.city-matsaura.jp>

◆提出方法および提出先

「意見提出用紙」の様式により、①～④のいずれかでご提出ください。
 ① 郵送
 〒859・4598
 松浦市志佐町里免365番地
 松浦市政策企画課内

② ファクシミリ

0956・72・1115

③ 電子メール

seisaku@city.matsaura.lg.jp

④ 直接提出

素案の閲覧場所の「意見回収箱」に投函 ※お寄せいただいたご意見については、個人情報を除き、すべて公開される可能性のあることをご了承ください。

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業を実施しています

問合せ先 都市計画課建築係
 ☎ 内線 207

市では、木造住宅の耐震診断に対する助成、耐震改修計画作成および耐震改修工事に対する補助を行っています。

①耐震診断

《助成の条件》

松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則に定めるもの。
 主なものは次のとおりです。
 (ア) 戸建て木造住宅（所有者が居住するものに限り。）であること。
 (イ) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅（旧基準木造住宅）またはそれに準ずる住宅であること。
 (ウ) 所有者が、市税を滞納していないこと。

《助成の内容》

耐震診断費46,200円のうち、30,800円を助成します。

②耐震改修計画作成

《補助の対象となる住宅》

前記の耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅

《補助の内容》

耐震改修計画作成費用の3分の2（上限7万円）

〔申請方法〕

支援を希望する人は、都市計画課に申請して下さい。

①および②を同時に申請していただきます。

〔申請期限〕 12月25日（金）

※②については、平成28年2月29日までに改修計画が完了するものに限り、本申請については、国の交付決定があつてから申請していただきます。

③耐震改修工事

《補助の対象となる住宅》

旧基準木造住宅などのうち耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅（耐震改修計画を作成する必要があります）。

《補助の内容》

耐震改修工事費の4分の3（上限90万円）

住宅リフォームを支援しています

問合せ先 都市計画課都市計画係
 ☎ 内線 262、252

松浦市では、自らが所有し居住する住宅のバリアフリー・安全型リフォーム工事に要する費用の一部を助成しています。 ※工事完了後に居住する場合も対象。

〔対象工事の例〕

浴室・トイレ・廊下・床・扉等の改良やドアノブ・レバーハンドル・取っ手などの取替え・設置工事が助成の対象となります。

〔助成要件〕

○対象工事費の合計が50万円以上であるもの。

○市内の法人または個人の施工であるもの。

〔助成金の額および助成件数〕

○1件あたり13万円を助成します。

○本年度の助成件数は24件です。

〔申請受付期間〕

○12月25日（金）もしくは助成件数に到達した時点で受付を終了します。

○申請は、福島支所・鷹島支所でも受付します。

〔その他〕

○申請前に着工したものは助成金の対象となりません。

○記載のほかにも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

10th
松浦市誕生10周年記念事業
「みらい郵便」10年後のあなたへ

問合せ先 政策企画課企画統計係
☎内線308

松浦市では市制施行10周年を記念し、市民の皆さんからお預かりした手紙を保管し、10年後の市制施行20周年にあたる平成38年(西暦2026年)に「みらい郵便」として郵送します。

未来の自分や、大切な家族、かけがえない友人に、あなたの愛・夢・希望あふれるお手紙をお預かりし、10年の時を超えてお届けします。

【募集期間】

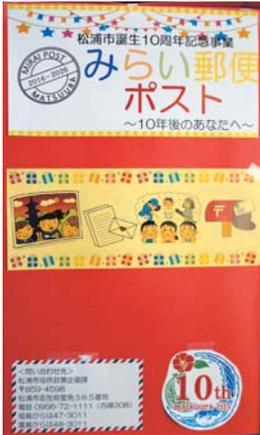
10月1日(木)～平成28年3月31日(木)

【応募方法】

①届ける相手を決めて、10年後を想像しながら手紙を書いてください(イラストや写真もOKです)。

②専用封筒に書いた手紙や、イラスト、写真などを入れて、必ず封(のり付け)をしてください。

※専用封筒は、政策企画課、各支所、出張所で配布します。



③封筒の表には、10年後に届ける宛先(住所、氏名など)を記入し、裏面の「差出人の住所・氏名」を必ず記入してください。

④申し込み封筒には、重さに応じた必要分の切手を忘れずに貼ってください。

⑤松浦市役所1階、各支所・出張所に設置してある専用ボックスに投函してください。

⑥10年後まで、「みらい郵便」が届くのを楽しみにお待ちください。



国勢調査への協力をお願いします

問合せ先 政策企画課企画統計係
☎内線315

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

調査結果は、さまざまな法令にその利用が定められています。ほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

調査票での回答は、10月1日から7日までとなっています。インターネット回答をされていない世帯は、調査員に提出または郵送提出にてご回答ください。

10月は土地月間です
—土地取引には届出が必要です—

○問合せ先 政策企画課企画統計係
☎内線315

市内の一定面積以上の土地取引を行う場合、その権利取得者は、契約締結日から2週間以内に、市への届出が必要です。

Q. 一定面積とは？

A. 市街化区域・・・2,000平方メートル以上
市街化区域以外の都市計画区域・・・5,000平方メートル以上
都市計画区域外・・・10,000平方メートル以上
※個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合(「買いの一回」といいます。)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

Q. 土地取引とは？

A. 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡ほか

※これらの取引の予約である場合も含まれます。

詳しくは、上記問合せ先にお尋ねください。



第2回松浦市教育相談会

○問合せ先 松浦市教育委員会学校教育課
(担当：古里) ☎内線342

子どもの友人関係、学習の状況や進路のこと、不登校や登校しぶり、発達に関する悩みなど、子育ての困り事やさまざまな心配事について、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

電話でのご相談も受け付けます！

【開催日】 11月16日(月)～18日(水)

【時間】 午後2時～4時

【会場】 勤労青少年ホーム (学校適応指導教室)

松浦市志佐町浦免 1676-1

※松浦市スポーツセンター横

☎0956-72-3015

【対象者】

松浦市内児童生徒の保護者

【相談方法】

個人面談、電話相談

